住所　横浜市青葉区しらとり台３番地49
　宋京美　昭和47年８月30日生
住所　川崎市中原区下小田中３丁目28番32号
　宋智行　昭和50年７月10日生
住所　東京都大田区大森南４丁目15番12号
　朴英子　昭和４年５月27日生
住所　東京都大田区大森南４丁目15番12号
　金年子　昭和22年１月12日生
住所　相模原市南区上鶴間１丁目２番１―106号
　崔娟僖　昭和57年４月13日生
住所　東京都渋谷区神宮前４丁目18番７号
　呉京礼　昭和45年９月２日生
住所　東京都江戸川区一之江３丁目23番19―301号
　ヒルベル・オスコ・ツカモト　平成２年７月13日生
住所　仙台市宮城野区宮城野２丁目12番13―307号
　季暁紅　昭和51年８月26日生
住所　東京都江東区豊洲４丁目10番２―706号
　金利香　昭和61年１月25日生
住所　埼玉県志木市本町３丁目８番21号
　朴裕子　平成４年２月10日生
住所　岐阜県可児市川合北２丁目91番地
　朴潤至　昭和33年10月２日生
　黄琴順　昭和39年４月26日生
住所　名古屋市中区新栄２丁目13番４号
　朴善美　昭和61年10月16日生
住所　東京都新宿区富久町40番４号
　朴成一　昭和63年11月１日生
住所　東京都杉並区久我山４丁目25番５号
　朴秀美　平成元年12月11日生
住所　東京都江戸川区南小岩５丁目15番11号
　金大造　昭和53年２月14日生
住所　東京都足立区中川２丁目２番15号
　崔恵慶　昭和53年10月２日生
住所　福島県郡山市富久山町久保田字古町２番地８
　朴山玉　昭和40年８月25日生
　梁美花　平成元年９月24日生
　朴瞬　平成12年８月28日生
住所　石川県小松市下粟津町ア59番地12
　崔純子　昭和44年４月30日生
住所　東京都新宿区大久保３丁目８番３―3505号
　程崎峰　昭和55年11月20日生
住所　茨城県土浦市国分町７番10号
　金明淑　昭和27年２月25日生
　柳基源　昭和57年12月３日生
住所　東京都中央区日本橋人形町２丁目26番12―1201号
　柳基煥　昭和56年７月21日生
住所　東京都世田谷区上北沢３丁目19番12号
　李雨　昭和59年９月27日生
住所　東京都足立区千住寿町23番７号
　シュエイブ・イーサン・マハディー　平成26年１月24日生
住所　東京都府中市四谷４丁目53番地74
　アレキサンドラ・ニコル・アスンシオン　平成９年１月19日生
　ジャン・ヒカル・アスンシオン　平成14年９月10日生
住所　大阪市港区三先２丁目４番８号
　安子炎　平成24年４月12日生
住所　福岡市早良区田隈１丁目21番６―103号
　金美佳　昭和51年７月７日生
　李翔貴　平成20年９月26日生
住所　岐阜市東鶉七丁目６番地
　張立峰　平成２年７月27日生
住所　東京都武蔵村山市大南５丁目１番地279
　パット・ヨン　昭和55年１月１日生
　パット・ヨンブルース　平成27年１月４日生
　パット・ジェニファ　平成29年１月19日生
住所　香川県高松市屋島東町664番地２
　李政潤　昭和41年12月28日生
　金貴惠　昭和45年５月30日生
　李昂學　平成13年１月25日生
住所　大阪市淀川区西宮原２丁目７番48―306号
　李眞依　平成８年１月10日生
　李宗學　平成10年７月23日生
住所　東京都千代田区飯田橋２丁目17番９―903号
　李佳炫　平成８年11月19日生
住所　京都市南区唐橋花園町18番地
　李萬雨　昭和11年７月29日生
　裵喜子　昭和16年８月３日生
住所　京都市中京区壬生下溝町47番地22
　孔嬌嬌　昭和61年５月９日生
住所　京都市山科区小野御所ノ内町７番地１
　馬新　昭和61年２月12日生
住所　神戸市長田区腕塚町３丁目４番７号
　グェン・アン・フゥ　昭和62年９月12日生
住所　兵庫県西宮市田代町１番44―1001号
　金麻美　昭和53年12月８日生
住所　兵庫県芦屋市高浜町２番３―1344号
　梁久味子　昭和39年５月14日生
住所　兵庫県姫路市米田町15番地１
　ジュナ・コルドビラ・オリバレス　昭和44年６月13日生
住所　兵庫県加古郡稲美町印南2481番地９
　王海涛　昭和51年９月25日生
　張雪娜　昭和50年７月28日生
　王銘華　平成10年１月10日生
　王佳琪　平成11年３月29日生
　王佳華　平成24年12月31日生
住所　横浜市神奈川区台町10番地１
　林海鷹　昭和56年11月12日生
住所　横浜市戸塚区上矢部町2822番地１
　楊金路　昭和58年２月10日生
　王岩　昭和57年２月16日生
　楊金天　平成28年５月30日生

○文部科学省告示第百七号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第百二十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月五日　文部科学大臣　林　芳正

特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示

特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成二十三年文部科学省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　施設利用研究に関する事項	第二　施設利用研究に関する事項
一　［略］	一　［同上］
二　公正な利用者選定の実施	二　公正な利用者選定の実施
多様な分野の研究者の申請が想定される施設利用研究においては、中立・公正な利用者選定が求められる。このため、登録機関が行う利用者選定業務については、以下の点に沿って行われる必要がある。	多様な分野の研究者の申請が想定される施設利用研究においては、中立・公正な利用者選定が求められる。このため、登録機関が行う利用者選定業務については、以下の点に沿って行われる必要がある。
(ア)から(エ)　［略］	(ア)から(エ)　［同上］
(オ)　科学技術基本計画等国の方針を踏まえ、我が国の国際競争力の強化、施設利用研究の科学技術への貢献度や発展性、社会経済への寄与や、社会通念に照らした妥当性等に配慮した適切な基準に従って実施する。具体的には、課題の科学的卓越性とプログラムの効率性を重視することとし、①科学的に卓越し、若しくは社会的に意義が高く、ブレークスルーが期待できる課題又は先駆的成果の創出を目指す挑戦的な課題であること、②特定高速電子計算機施設が有する計算資源、データ転送性	(オ)　科学技術基本計画等国の方針を踏まえ、我が国の国際競争力の強化、施設利用研究の科学技術への貢献度や発展性、社会経済への寄与や、社会通念に照らした妥当性等に配慮した適切な基準に従って実施する。具体的には、課題の科学的卓越性とプログラムの効率性を重視することとし、①科学的に卓越し、又は社会的に意義が高く、ブレークスルーが期待できる課題であること、②特定高速電子計算機施設が有する計算資源を必要としていること、③ソフトウェアの効率性、計算処理、デー